

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市個人情報保護審議会(第60回)		
事務局(担当課)		総務部 情報政策室 内線(2331)		
開催日時		平成30年2月19日(火)午後6時00分～午後8時00分		
開催場所		本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	井上会長 橋本副会長 梶谷委員 恩地委員 林委員 松尾委員 松隈委員 丸山委員 藤田委員 以上9名 (欠席:武内委員)		
	実施機関	(総務部 税務室 市民税課) 樋口課長 梅原課長補佐 (こども未来部 こども家庭室 こども育成課) 丸野課長 今岡副主幹		
	事務局	木村室長 足立副主幹 越智主任 梅田		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 会長あいさつ 2 審議事項  諮問第55号 保育料決定に係る市県民税課税事務における個人情報の目的外利用について 諮問第56号 川西市個人情報保護条例の整備について		
会議結果		諮問第55号案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。 諮問第56号案件については、条例の整備を適当なものであると認める答申を得る。		

# 審 議 経 過

No. 1

会 長:あいさつ

事 務 局:説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料	開催通知 諮問第55号、第56号に関する資料
本日提出資料	レジメ 座席表

## 審議事項

諮問第 55 号 保育料決定に係る市県民税課税事務における個人情報の目的外利用について

諮問第 56 号 川西市個人情報保護条例の整備について

会 長	<p>本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、第60回川西市個人情報保護審議会を開催したいと思います。</p> <p>本日は審議に先立ちまして、新たに就任いただきました1名の方に今回の審議会よりご出席いただいておりますので、ここでご紹介させていただきます。まず、平成28年9月からご就任いただいております吉永京子委員が今年の8月31日をもちまして辞任されまして、その後任といたしまして、吉永委員と同じく川西市社会福祉協議会からの推薦となります、藤田喜志夫委員を当審議会にお迎えしております。簡単で結構ですので、藤田委員の方から自己紹介を兼ねましてごあいさついただければと思います。</p>
委 員	藤田委員 自己紹介
会 長	<p>ありがとうございます。それでは我々の方も私からご紹介させていただきます。私が会長の井上でございます。副会長の橋本委員です、藤田委員、林委員、梶谷委員、恩地委員、本日武内委員欠席となっております。松尾委員、松隈委員、丸山委員でございます。本日は武内委員が欠席でございますけど、10名でこの審議会が組織されています。</p> <p>では武内委員が欠席ということでございますが、他の委員は出席ですから、当審議会規則4条第2項の規定によりまして、本日の会議が有効に成立していることを、ここにご報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日は開催通知にてご案内の通り諮問55号、保育料決定に係る市県民税課税事務における個人情報の目的外利用について、及び諮問56号、川西市個人情報保護条例の整備についての審議をお願いしたいと思います。</p> <p>まず具体的な審議に入ります前に、本日の諮問案件の概要と、配布されています資料の確認について、事務局のほうからお願いいたします。</p>

# 審 議 経 過

No. 2

事 務 局	事務局 概要説明
会 長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局から本日の審議案件について2件、簡単にご説明いただきましたけど、何かご質問ございますでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の会議の進め方でございますが、慣例に従いまして、諮問55号につきましては実施機関の担当者から説明を受けたのち、委員の皆様からご質問をお受けし、実施機関の担当者が退席したのちに、諮問事項につきご審議いただくというかたちを取らせていただきます。また、引き続き諮問56号につきましては、実施機関の担当者から説明を受けたのち、やはり委員の皆さま方からご質問をお受けして、諮問事項について審議させていただきますというかたちで進めさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。</p>
委 員	はい。
会 長	<p>ご異議がないようですのでそのように進めさせていただきます。それでは、諮問55号の実施機関であります市民税課及びこども育成課の担当者入室させてください。</p> <p>実施機関 入室</p>
会 長	それでは、本日の諮問案件について実施機関から説明を受けたいと思いますが、本日出席いただきました実施機関の担当者の方々から簡単に自己紹介をお願いします。
実 施 機 関	<p>総務部税務室市民税課長の樋口でございます、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>総務部税務室市民税課長補佐の、梅原と申します。</p> <p>教育委員会こども未来部子ども家庭室こども育成課、幼稚園保育所を担当しております、丸野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>同じくこども育成課副主幹、今岡と申します。</p>
会 長	それではさっそく本日の審議案件につきまして、実施機関よりご説明を受けたいと思います。諮問第55号、保育料決定に係る市県民税課税事務における個人情報の目的外利用についてのご説明を簡単をお願いします。
実 施 機 関	<p>それでは諮問第55号、保育料決定に係る市県民税課税事務における個人情報の目的外利用についてご説明いたします。</p> <p>別紙をご覧ください。今回お諮りいただきたい諮問内容としましては、子ども・子育て支援法に規定する、保育所等に在籍する児童の保護者の所得に応じた保育料を市が決定するため、市民税課が保有する市民税の所得割額等の情報を、こども育成課が保有する、子ども・子育て支援システム内で参照できるよう、個人情報の目的外利用を行うことについてでございます。</p> <p>現在の事務としましては、こども育成課が保育料の算定事務を行うにあたり、まず本人同</p>

意を得たうえで、保育所等入所児童の保護者、つまり保育料算定の対象者の情報を、市民税課がこども育成課から受け取り、その対象者について税情報を抽出しています。抽出した税情報のデータをこども育成課に渡し、こども育成課が子ども・子育て支援システムにその情報を入力し、保育料を決定しているところでございます。ですが、この方法によりますと、抽出時点の税情報をもとに保育料を決定することになりますので、その後、更正の請求や修正申告により税額の更正が生じ、課税額等に変更があった場合、本人の申し出がなければ、更正後の税情報に基づく保育料の再算定ができません。そこで、税情報をシステム間で連携することにより、対象者についての税情報の更正等をタイムリーに反映し、改めて本人に申し出させることなく、より適正な保育料の算定を行おうとするものでございます。利用する個人情報としましては、資料別紙にある通りです。保育料算定に必要な情報は、市民税所得割額がベースとなります。他に住宅借入金控除や寄付金控除などは、税額控除前の額で保育料を決定することになっています。そのため、税額控除の内訳を、利用する個人情報として加えています。また、障害者控除、寡婦控除、扶養控除などの情報がありますのは、ひとり親世帯や障害者のいる世帯などは、保育料算定について特例が設けられていることから、その特例を適用するうえでの審査項目であるため利用するものです。

個人情報の利用方法としましては、市民税課が保有する市民税情報データベースに対し、対象となる個人を指定して、こども育成課が保有する子ども・子育て支援システムに情報を取り込むこととします。安全管理措置につきましては、データ提供先である子ども・子育て支援システム側では、まず端末操作者に対するアクセス制限として、保育料算定の担当職員一人一人にシステムにログインするためのID、パスワードを付与するとともに顔認証システムを導入しており、担当職員以外のものが情報を参照できないよう措置しております。なお、子ども・子育て支援システムは、インターネット等外部とのネットワークには接続しておりませんので、ネットワークを通じて情報が外に出ることはありません。併せまして、各端末機にはUSB機器の接続制限が設けられていますので、記憶媒体等によりデータを持ち出すことはできません。

次に執務スペース内に配置している操作端末の画面につきましては、窓口からは見えないうち配置しており、執務スペースは市職員しか立ち入らないよう仕切られております。

また、子ども・子育て支援システムのサーバー機は、施錠、入退室管理されたサーバールーム内に設置しております。紙媒体につきましては、そもそも保育料の算定は子ども・子育て支援システム内で行いますので、基本的に税情報のデータを印刷出力することはありませんが、窓口での説明等の理由により出力を行った場合は、シュレッダーにより文書を廃棄します。利用する個人情報の目的外に利用提供しないこととし、個人情報は漏洩のないよう管理するとともに、不要な情報は適宜削除するなどの措置を取ります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長            ただいまの説明について何か委員の皆様方からご質問等ございますでしょうか。

会 長            単純な質問なんですけど保育料の決定はいつ行われるんですか。

# 審議経過

No. 4

実施機関	こども育成課長です。保育料は毎年4月と9月に、年2回行っております。
会長	ということは、4月に決まって9月に変わる可能性があるんですか。
実施機関	その所得割額の変更によりましては、
会長	普通住民税の関係は5月か6月の所得が反映されてきますよね。
実施機関	まず9月については、その年の1月分の課税状況で9月が変わります。そのあと4月については、前年度の分がそのまま来ますので、2回更新するという状態です。
会長	ということは、9月に決まるやつが更正等々で変わってしまうと、そこに反映されるという形をとるんですか。4月の分は前年度分ですから、ある程度確定していますよね。ところが9月の分は6月ぐらいに我々はだいたい通知もらうんですけど、更正等々がそのあと行われると、それが反映されるという形になるんですか。
実施機関	主にはその分が更正が変わってくるものになるのかなと思います。
委員	今回、目的外利用する理由として、税情報が変わることがあると書いてあるので、会長から質問がきたと思うんですけど、だいたいどのくらい変わる、どのくらい必要だという件数を教えていただければ、こっだけ変更があるんだから、このシステムを変えなければ制度を変えなければいけないということですよ。多数対象者があり、変更が多いので、と書いてあるんですけど。
実施機関	今は4月、9月の更新の時に、先ほど市民税課長が説明しましたように、こちらの方からこっだけ対象者がいるので、こっだけの方の税情報をお願いしますということで、リストをお願いしてそれが上がってくると。しかし、それは4月と9月のその時点の情報ですので、税情報があるんな個人の状況によりまして所得が変わったり税状況が変わりますので、できたら私もリアルタイムにそういうことがわかればありがたいなと。例えば、離婚をされてひとり親になられた場合の控除等も発生してまいりますので、それが大分経ってからわかって還付になるというケースもございます。そういう情報が年に2回しか私も確認ができませんので、このシステムを通じて、こういうやり取りをさせていただければ、リアルタイムに情報がわかって、すぐ保育料を計算しなおして更正して、という新たにきちんと請求できるということが可能になりますので、その点をお願いしたいと考えております。
会長	それは今の委員がありましたように、それほど件数はあるんですか。
実施機関	市民税課なんですけど、入所児童の保護者が対象ということで聞いていまして、対象保護者数が5,100人ということでお聞きしているんですけど、そのうちの何人が更正の請求が出た

# 審 議 経 過

No. 5

	<p>り修正申告が出てくるのかは、私どもでは今の時点で把握できないんですけど、その年その年で状況変わると思いますので、あればその都度こども育成課の方では、こちらの修正更正かかったときにはリアルタイムに算定のし直しをしたいということで、今回のシステムを組むということになっているんです。ですので、現時点で対象者が幾らかというのはわかりません。</p>
会 長	<p>こども未来部としては、例えば昨年、一昨年ぐらいは。</p>
実 施 機 関	<p>その累計した資料を作っておりませんので、今そのお答えができません、申し訳ありません。</p>
会 長	<p>他に何か。</p>
委 員	<p>対象者数は何人でしたか。</p>
実 施 機 関	<p>約5,100人。</p>
委 員	<p>ということは、それが変更があるかないかも確認をされるということで、5,100人全員を確認するということでしょうか。</p>
実 施 機 関	<p>連携ができれば、そういうリアルタイムに5,100人、網羅即時可能になってくるんですけど、年二回の更新になりますと、どれだけの方がというので、また5,100人の中で変更あった方ありませんか、という照会をかけていかなければならないとなりますので、そこら辺の時間がかかる部分を連携させていただけたらありがたいな、というところでございます。</p>
委 員	<p>ということは、申し出があった方に対して今までは行っていたということでしょうか。</p>
実 施 機 関	<p>その通りでございます。</p>
会 長	<p>申し出せんと、こっそり安い保育料でもっているやつがないとは限らないですね。</p>
委 員	<p>だから申請をかけなくても役所の方でした場合は、今までの安かった人は、結局またプラスになるわけですね、当然。9月の時点かでしょう、文句出ませんか。</p>
実 施 機 関	<p>確かにおっしゃいます通り、保育料がきちっと精査したら変わります通知出したら。やっぱり、トラブルではないですけど、なんで今の時期にということをおっしゃる方はございます。</p>
会 長	<p>保育料払っているのが5,100人という話だったんですけど、本人通知しないということになっているんですが、保育料決定に際してはここから情報もらって修正変更等掛けることがあ</p>

# 審議経過

No.6

	<p>ります、という通知文もないんですか。でないと、今までは申告制ですよ。ところがこれからもしこれ目的外で認めますと、瞬時に分かるわけですよ。ということは、何でお前ら知ってるねんって話になりますから、あらかじめ税務課の方から、データは随時更新した形でいただきますというのを、保育園に入っている方たちに通知しておくということで、本人通知はしないのではなくて、多数だけ保育料決定に際してはこういう形でデータを税務課の方からいただきますというのは、あらかじめ言うておくことは可能ではないかと思うんですが、そのへんいかがですか。</p>
実施機関	<p>最初に保育所入所の窓口相談来られた時から、入所の手続きの中では保育料の算定については税情報を聞き取って保育料を算定しています、ということで、保護者の方の同意は得ております。今後もそういう形で説明は続けていきますし、税情報はいただいておりますということでお伝えしてまいります。</p>
会長	<p>ということで本人通知は、これに関して目的外利用の形で。</p>
事務局	<p>補足なんです、この審議の対象者にさせてもらっているもの自体は、5,000件の対象者の方というのではなくて、システムとして照会の対象にしてしまう、どうしても最初から保育を受ける人だけを限定してシステムがデータを連携させることができませんので、システム上、子ども・子育て支援システムから照会をかけることができる人というのは、市民全体の15万人、16万人の。</p>
会長	<p>納税者全員ってこと。</p>
事務局	<p>そうなんです。なってしまうので、その皆さんに通知っていうのがここの多数...</p>
会長	<p>要するに無関係な人も含まれるけど、それを全部通知しているということになると大変だから、納税者全員だから、通知はしないということなんですか。</p>
事務局	<p>そうです。もちろんその5,000名の方は、事務の中でお話しすることになると思いますし、実際にシステム上取り込みを行うのは対象者ですけど、対象者を選ぶときにはどうしても関係のない人も出てきてしまう、というところの話です。</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>二つの方向の目的があるように今伺うことができ、一方はとりっぱぐれが無いようにすること、保育料を。もう一方についてはむしろ、いろいろな例えば離婚しましたというので減額されるはずの人に対して、後になってから手続き来られると、手続き的に大変なので、処理としてはシステムをつなぐということは、処理としては一緒なんですけど、微妙に違うことのように思うんですね。つまり、とりっぱぐれは相手から言うてきていただけないとどうにもならない</p>

## 審議経過

No.7

	<p>んですけど、それに対して、こうすればあなたもっと安くなるんですよ、というのは、むしろ来ていただいた方がありがたいというか、それが本筋であって、その情報提供をすることで、ある程度できることがあったりする気がするんですね。そういう意味でいくと、本音はどっちなんですか。とりっばぐれを防ぎたいという話なのか、より行政サービスを充実させていただきたいのか。</p>
実施機関	<p>両方ですと言ったら曖昧な答えなんですけど、リアルタイムな処理をしていきたいというのがございます。先ほども委員がおっしゃいましたように、後になってとか大分経ってからという処理を極力なくしていきたいと。当然、市民税の所得割額が変わりますと保育料が上がりますので、とりっばぐれというのはおかしいですけど、やっぱり上がったら上がった分をちゃんと納めていただきたいというのがありますし。早く通知して、これだけ上がりますというかたちで、これを納めてくださいということで頂きたいのも本音の部分でありますし。そういう部分では、今のシステムではどうしてもタイムラグがあるので、こういう形で連携をさせていただきたい。そういうことをお認め頂きたいということの点です。</p>
委員	<p>利用提供する個人情報の内容というところで、控除対象配偶者の有無とか障害者区分の該当とあって、これは多分住民にとってプラスになる類のもののために使われる情報だと思うんですけど、もしそれほど、とりっばぐれじゃなくて、むしろ本当だったらもう少し安くなるのにね、という人たちの件数がそれほど多くないんだったら、こちらを。</p>
会長	<p>メリットだけではなくて、デメリットも含めて行政事務を迅速に処理したいという大きな目的のもとに、これをやるって言っているんでしょう。</p>
事務局	<p>ちょっと話が逸れているんです。もともとなんですけど、紙をおいて事務システムに入力されている状態になっていますので、それをデータ連携でやってしまうという最初の目的ですので、更正の有無の話は話の中身でできたけど、そこは主な目的ではないということです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>この情報取るのが市民全員の中から対象となる5,000名と、保育所入所されている家庭の方の情報を引き抜くということで、15万人の全部をすべて情報が見れるような環境にはなってしまうんでしょうか。それともその対象者が見れる情報になっている。対象者だけしか見れないようなシステムにはなり得ないのでしょうか。</p>
実施機関	<p>仕組みとしては、税情報のデータベースをこの項目に限って公開するという形にして、子ども・子育ての方が個人番号、これ宛名番号なんですけど指定して、一括で取りに来るとい</p>

# 審議経過

No.8

	<p>う仕組みにしていますので、あらかじめ誰が誰の情報を取りに来ると予測できないので、税側としては全体の口として開けさせていただいて、システム側から制約の中で取りに来ていただくという仕組みになっています。</p>
会長	<p>繋いだ時はデータベースそのものに繋がっちゃっているんですね。</p>
実施機関	<p>そうですね。</p>
会長	<p>その中から子ども支援室の方が対象者を抽出していくという形をとるんですか。</p>
実施機関	<p>その通りです。</p>
会長	<p>同じことだと思うんですね。子ども支援課の方から、実は保育所入っている方この人ですよ、と番号を税務課の方に送って、それを税務課の方で抽出してもらってデータ送ってもらうというのは、実はこっちから保育所入っている人の番号を向こうに送らないとあかんってことになりますから、どっちからいっても一緒かなという。それなら手間を省いて全部もらってその中から抽出していくという方が危険性は少ないかなというはある。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。</p>
委員	<p>提供先に対する措置として のところで、子育て支援システムについて操作者を制限し、と書かれているんですけど、これはどういう方が担当されるかっていうことは、もう明らかになっているんですか。</p>
実施機関	<p>子ども育成課の方で入所担当の職員がおりまして、システムなんかも富士通のシステムを使っていますが、顔認証なんかで機械が動くという厳密なものを使っています。</p>
委員	<p>じゃあ、現状をご担当の人が、またそのまま、これについてもということなんですか。</p>
実施機関	<p>そうです、入所担当の者が扱わせていただきます。</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>提供先に対する措置。 のところですが、目的外に利用提供しないこと、というところが今おっしゃっていた、子ども支援課どう文言にしたらいいのかわかりませんが、目的外利用と今までの表題とは違う目的、なにか違うことで書き直せるような感じで...</p>
会長	<p>目的外利用の目的外...</p>

# 審議経過

No.9

委員	それは保育料の増減みたいな形で、この情報をもし取りに行ったときに、いろいろ詳しくわかってしまって、そもそも保育にかけるとい条件を満たさなくなってしまうんじゃないか、ということが分かってしまった場合には、目的外の目的外でまた利用すると。そもそも保育所に在籍できないという情報提供になるわけなんですか。ちょっと範囲外かな。
実施機関	イメージが違っていたらすみません。やはり保育所に預けておられる方、ご両親が働いておられるという形ですので、調べたことによって、お一人は家におられるということが分かれば、それはまたちょっとお話をしていけないとあかんことになるんですが。
委員	それは今回の目的外の目的外とはまた別の。
事務局	保育所に入れるかどうかのことにつながるものが目的外になる。 これは算定のために使うんですよということだから。保育所に入れるかどうかは目的外。
実施機関	それは違いますね。
委員	今の話は結局どちら。
実施機関	私どもは窓口来られて入所したいと来られて、申請の時に税情報なんかも調べさせていただきますよ、ということは口頭でお話もして、今までは紙ベースでお願いをしていたという状態ですので、それが連携させていただくと、その情報が調べられますので、入所に該当しないということが判れば、当然それは調査の中でそういうことが分かれば、当然保護者の方にお知らせしなきゃいけませんし、逆に虚偽になりますので、ご両親が働いているから入所したいと、こちらもそういうことで入所の受付をすることになりますので。
会長	その情報は分かるのですか、この中の情報で。
委員	家族構成が出てくるんですね。
会長	例えば、両親のうちのどちらかが仕事を辞めたというような情報を、この中からわかるんですか。
事務局	入所するためにこの情報を得られる、算定のためだけに使うとは違うよねという。実際に使われるのは、額の算定だけじゃなくて入所の可否判断も含んで正しくするために今回情報があるというのがトータル的に。
委員	結果的にはなってしまうという感じですか。
実施機関	あくまでも目的は保育料の算定をするためにこの情報を利用提供するというのが目的に

# 審議経過

	<p>なっています。この個人情報を見て、その対象者の方が仕事を辞めたとか、そういうことを判断するまでの情報ではないのではないかと考えております。</p>
会 長	<p>ここまでの情報だったら入所の可否について判定できるほどの情報が入っているわけではないと。</p>
実施機関	<p>この情報だけで判断することはできないと。</p>
会 長	<p>ここ出てくる利用提供する個人情報の内容はあくまでも保育料算定のための基礎になるデータだけであって、保育園入所の可否についての判定をするためのデータにはこれだけではないと。</p>
実施機関	<p>ならないと考えています。</p>
会 長	<p>これをもらっても目的外利用のための目的の外にあるわけではないということですね。</p>
委 員	<p>ルールメイキングとしてはそれでよいかと思うんですけど、実際こちら辺の情報をもってもなにも細かい家族のことまでも分からないだろうと、いうことかと思うんですけど、ただ現実に分かってしまった場合についてという個別の話ですよ。それに関しては、やはりあくまでもこれは保育料の算定のためだけに用いるから、そこで知り得た情報を根拠に入所を拒否するとかいうことはしない。そういうことはしないということなんですか。それとも、分かってしまったんだからそれは事実に基づいて粛々とやらせていただくということになるんでしょうか。</p>
実施機関	<p>この情報を見ただけで入所を拒否するとか、そういうことはお調べできないかと思います。</p>
委 員	<p>例えば配偶者控除があるとかないとか、そういうところから芋づる式に個別に問い合わせをしたりとか、端緒としてこの情報を使ったりとかすることがあるのかなのか。</p>
実施機関	<p>一つのきっかけということで行きますと、執務上それをきっかけに、おそらく保護者の方に連絡を入れて現況をお聞きしたり、そういうことのきっかけとして使うことは起り得るのかなというふうには思います。</p>
委 員	<p>おそらくそれを目的外利用というんだと思うんですね。</p>
会 長	<p>それも別の目的外利用ですよ、元の当初の目的とは別の目的になっちゃいますよね。</p>
委 員	<p>むしろこのシステムを入れるんだしたら、そこについては厳格な線を内部で線を引いておかないと条例と齟齬が出てくるのかなという気がするんです。</p>

# 審議経過

No. 11

委員	<p>このシステム開けたときに家族構成とか単に載っているんじゃないんですか。同居家族載ってないんですか。当然税で決まっているはずだから。私たち民生委員の場合は、そこまで考えてハンコ押していますから。書類持ってきたときに、ご夫婦でいらっしゃるから働いているから判をつきますから、調べたらおじいちゃんおばあちゃんがいたということもありうるわけです。おじいちゃんおばあちゃん家にいるから保育はちょっと無理でしょうねとは言うけれど、一応それは書いて出しますからね、民生委員の場合は、</p>
会長	<p>そういう情報はこれで出てくるんですかここで。 例えば私の税情報がそちらへ行くと、私の家族構成が全部分かるようになるんですか。</p>
実施機関	<p>家族構成は分からないですね。ここで載っている情報の配偶者を控除されていたりとか、扶養控除で附票取られていたりした場合は分かります。</p>
会長	<p>その部分だけですな。</p>
実施機関	<p>確かに家族おられても独立されているとかとなると、税金上にも加味されていないので。</p>
会長	<p>先ほど言われたように、これだけの情報では入所の可否についての判定データは含まれていないとなるんです。だから目的外利用の目的の、さらに目的外には使われないということですね。委員の言われたような目的外利用の目的の外にあるものに使うわけではないと。あくまでも保育料の算定のためにしか使わないということですね。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
委員	<p>一般論として、ルール作りとして、目的外利用で使われることは本来にはない、そういう情報だということはそうなのかなと。それで良いと思っているんですけど、先ほど私が発言させていただいた趣旨は、何かいろいろな諸要素がからんで分かってしまうということが生じてしまった場合、そこで分かってしまったことを手掛かりに更なる問い合わせをしたりとか、その問い合わせをするのが入所の可否判断するために使うとか。ここについてやっぱり歯止めを作っておいた方がいいんじゃないのかと思うんです。</p>
会長	<p>そういう意味では、提供先に対する措置ということでもって、あくまでも保育料の決定以外の目的では使わないということを限定するというのを付け加えておく必要があるかなという気がしますね。</p>
委員	<p>目的という言葉の注意、本来は明確なんですけど、どうとでも取れる。担当者によっても、話が違ふということがあってはいけないんで、目的っていうのは何なのかと改めて書くというのがいい案かなと思います。</p>

# 審 議 経 過

No. 12

会 長	あくまでも、保育料の決定のためであるということに限定する形でしか使わない。保育料の内容の決定以外に利用提供はしないという文言にしておく必要がある。でも確かに税情報で分かりますかね。配偶者控除や控除対象配偶者が出てきたからと言って、そこで働いてないとは言えない。一定額以下の所得しか得られなかったら、確かに控除対象にはなるけども、それで働いてないと...
委 員	それで順位が変わったりするとかあるんですか、フルタイムで働いている方とパートタイムの方で入所順位が変わったりとかあるんですよね。
実 施 機 関	それは選考の点数の中で当然でございます。
委 員	そうするとやっぱり影響はするのかなという気がします。
実 施 機 関	ただそれを、この税情報をもとに、その人の勤務時間が何時間とか、そんな判断はとてできませんので、それはまた別の証明書を頂いた中で、勤務時間が常勤なのかパートなのか、そのあたりはそこで判定をさせていただきます。この情報でもって保育所に優先決めたりとか判断したりとかはしませんので、そこは区別して先程ご意見いただいておりますように、あくまで保育料算定の目的以外にはこれは使わないということとさせていただきます。
会 長	他に何かございますでしょうか。
委 員	今までは4月と9月の照会という形でしたけど、このシステムを組むことによって随時になるのでしょうか。それともやっぱり4月、9月という形で2回に分けてと予定されているのでしょうか。
実 施 機 関	照会する時期については4月、9月というそのままいかせていただきます。
会 長	他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか、ではご質問がないようですので、本日出席いただきました実施機関の皆様ありがとうございました。
	実施機関 退室
会 長	では市民税課、こども育成課の担当者からのご説明を頂きました通りでございます。本件につきましての第10条第2項第4号条例によりますと当該個人情報の目的外利用すること、相当な理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるかどうかという点が、諮問の可否の内容となります。本人通知の必要性があるかどうかについても同時に委員の皆様方からご意見等頂けましたらと思います。

## 審 議 経 過

No. 13

	<p>先ほど言いましたように提供先に対する措置ということで、利用する個人情報を保育料決定の目的以外には利用しないということで、この文章を修正したうえでということをお願いします。</p>
会 長	<p>何かご意見ございますでしょうか、どうぞ自由に。</p> <p>それでは先ほど申しました通り、提供先に対する措置についての のところで、保育料を決定する目的以外に利用しないという形で文言を修正したうえで、本件諮問案件については可とする形で取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、55号の答申についての文言調整はこちらの方でさせていただきますとして、答申については可とすることで進めさせていただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>では続きまして本件の2件目、諮問56号についての説明を受けたいと思います。諮問56号川西市個人情報保護条例の整備についての説明をしていただきます。これは、実施機関はうちの事務局でございますので、このまま行っていただきます。</p>
実 施 機 関	<p>川西市個人情報保護条例の改正のお話ですけれども、まずは改正の内容の要点についてご説明させていただきます。インデックス(1)をご覧ください。1ページ目ですが、用語の定義を行っている条例2条、個人情報であるとか定義がされていますけれども、こちらの個人情報の定義について改正にともない、その定義を整理するとともに、個人情報の定義の中に個人識別符号の定義を追加します。具体的な相違の点、生存する個人に関する情報の規定の追加等々、改正点をまとめているものなんですけれども、詳細はまた後ろの方でご説明させていただきます。2ページ目ですけれども、要配慮個人情報という定義を条例に追加させていただこうということで書かせていただいております。条例の改正点については、個人情報の定義と要配慮個人情報の定義の追加ということで、こちらのところ、ご審議いただく具体的な内容となっております。</p> <p>続きまして、条例改正の中身のお話に入っていきますが、経過からのお話になります。インデックス(4)、個人情報保護条例改正にかかる経緯及び考え方ということで作らせてもらっています。まず1番、個人情報保護条例改正趣旨ですけれども、市の個人情報保護条例は、国の個人情報の保護に関する基本方針において、国の法律である個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨に合わせて、見直しを行うこととされています。今回個人情報保護法および行政機関個人情報保護法が改正されたことにともない、市の条例においても必要な改正を行おうとするものです。</p> <p>続きまして2番、行政機関個人情報保護法の改正点について説明が書かれています。内容としましては、個人情報の定義の明確化ということなんですけれども、近年情報通信技術が進展し、取り扱われる個人情報の質・量が大きく変化し、いわゆるビッグデータの情報の収集分析が行われるようになりつつあります。その中で個人情報の取り扱いについて、個人</p>

情報の定義があいまいなまま取り扱われる事例等、個人情報の保護という観点から懸念が生じるようになってまいりました。そのために、個人情報の定義を明確化するとともに、個人情報の取り扱いについて特に配慮が必要な情報を定めるとともに、パーソナルデータの利活用についてルールを定めるような目的で、法改正が全体としては行われることになっています。このうち、市の条例改正に関係する場所について、重点的にあげさせていただいております。まずは2 - 1、個人情報の定義の明確化ですけれども、個人情報の定義を明確化するため、表1のとおり、それ単独で個人を特定しうる符号のうち、広範な事業で取り扱われている実態があり、特に個人情報に該当することを明確にする必要があるとされる表1の符号について、個人識別符号として定義が追加されました。この表1の符号、外務省が発行するパスポートの番号とか、基礎年金番号とか、運転免許証の番号というものがあありますけれども、これらは、日本全国どこであってもその符号から照合される個人が一人しかおらず、複数の人に対して同じ番号が紐づけられることはないものです。その他船舶の番号等同じ条件に当てはまるものはあありますけれども、基本的には国が定めている部分については全国的に広い範囲で取り扱われているものということで、こちらのところ、表1のものが具体的にあげられています。次に要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の新設、2 - 2をご覧ください。取り扱いについて配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報を新設し、その取扱いの有無について個人情報ファイル簿に記載することとされました。要配慮個人情報自体の話は、次のページに具体的な内容が載っております。実際にはかなり細かいことも書いてあるんですけども、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴等々ということになっていますけれども、このうち条例では人種・信条・犯罪歴については収集が禁止されている情報にも当たります。要配慮個人情報と一部重なる部分がありますので、これは後ろで整理した内容について述べさせていただこうと思っております。収集禁止の情報以外に、病歴であるとか障害があること、健康診断の結果などは、条例では一切これまで特段何か特別な定めを設けているものではありませんけれども、こういったものが改正法で要配慮個人情報として定義されることとなりました。次に2 - 3、非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの新設、こちらがちょっと今までの個人情報保護という観点からは方向性が違う話にはなってくるんですけども、パーソナルデータの利活用という観点から、事業者から提案をもらったうえで、行政機関、国の機関が保有する個人情報について、特定の個人が識別できないように個人情報を含むデータを加工して、個人情報の部分は削除してしまって、提案事業者に提供する、というような仕組みを行政機関個人情報保護法の中で規定したものです。非識別加工情報につきましては、具体的な話というと基準がちょっとまだ不明瞭なところがあるんですけども、概略的な説明でいいますと、保有する個人情報について個人が識別できず、かつ元の個人情報に復元できないように加工を行った情報、具体的には、氏名・生年月日・個人識別符号のように直接個人の特定につながる情報の他、例えば年齢が110歳を超えているというような、該当者が少なく個人が特定されてしまうような情報を削除または置き換えによって匿名化してしまう、というような作業を行ったデータのことを指します。以上が条例の改正に関係する法律が改正された部分、法改正の要点となります。

続きまして、9ページ3番、個人情報の定義の明確化についてというところで、最初に要点をお話させていただきましても、具体的なお話としまして、まず表3をご覧ください。対応

する条文に括弧と下線をつけていますが、右側の現行条例中、個人情報の次に(1)個人に関する情報というようにございます。行政機関個人情報保護法では、こちらは左側ですけども、同じ箇所に「生存する」という言葉が入っています。個人に関する情報について「生存する」という限定が明示されます。条例においては「生存する」という条文はありませんが、死者に関する情報を個人情報として取り扱ってはおりません。自己情報の開示請求にあっては、死者の親族等、一定の範囲の方について死者の個人情報を開示する制度はありますが、これらは死者の親族等が遺産相続などに関連して、死者の個人情報を自身の個人情報の一部として開示請求を行うことができるというもので、亡くなった方自身の開示請求として取り扱うことはありません。当該改正箇所については、法改正によって改められた箇所ではありませんけれども、個人に関する情報についてこれまで条例上の取り扱いと変わることがなく、個人情報の定義が明確化し、市民にとって分かりやすい規定とすることは、法改正の趣旨にかなうものであることから、「生存する」という条文を追加します。

続きまして、3 - 1 - (2)、9ページの下のところ、特定の個人を識別する情報の例示という部分に記載しております、こちらは表3の方がイメージがわかりやすいかもしれませんが、特定の個人が識別される情報について、行政機関個人情報保護法の方では氏名・生年月日その他、というふうに、特定の個人が識別される情報を明示するように規定があります。こちらについても明示を加えることで個人情報の定義が変わるわけではありませので、改正法の趣旨として個人情報の定義を明確化して、市民の方から分かりやすい条文の規定とするというところで言いますと、法律の規定に揃える形で改正を行わせていただくというものです。

続きまして次のページ10ページとなりますが、3 - 1 - (3)、照合容易性ということで書かせていただいております。表3の現行条例の方ですが、条例においては具体的な照合に関する規定というのはありません。ただ、(3)識別されるものというところに下線部を引いていますが、こちらの解釈として「当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人が識別できるもの」として今まで取り扱ってきたものです。これについては解釈ではなく明示するというので、法改正に合わせて解釈箇所は条文ではっきりと記載するような形で改正を行います。また、解釈において「容易に」という書き方がありますが、こちらについては民間事業者を対象としている個人情報保護法では同じような書き方になっていますが、行政機関個人情報保護法の方では「容易に」というふうな規定はありません。これ自体は公的機関においては民間事業者よりも厳格にする規律する必要があり、容易に照合できるもののみを個人情報とするのではなく、他の情報との照合により個人を識別できるものを個人情報に含めるべきである、という国からの通知がありました。「容易に」という解釈を削除すると、これまでよりも個人情報に含まれる情報の範囲が広がりますが、公的部門として個人情報を厳格に取り扱う必要があることから、他の情報との照合により個人を識別できるものを個人情報に含むとするよう、解釈を厳格な取り扱いに変更し、なおかつその規定について明示される形で条例の改正を行おうとしています。

続きまして、3 - 1 - (4)個人識別符号、10ページの中ほどですが、個人識別符号につきましては、これまでの個人情報として取り扱ってきた情報で、これについても特段個人識別符号という定義を設けることで取り扱いが変わるものではありません。またこちらについては

、国の話の中では広い範囲の事業者に取り扱われている等の利用実態から、個人情報該当性を明確にする必要性が高いもの、そのみを個人識別符号として定めたものである、ということでありまして、その符号から個人が特定できるとして市が独自で行っている事業、符号について、個人識別符号に含める必要があるのかという、それについては特段必要ないのではないかと、いうところでありまして、以上のことから改正法、法律で規定されているものと同様に、個人識別符号の定義を条例に追加しようとするものです。

続きまして、3 - 2、要配慮個人情報についての話です。全体としましては、要配慮個人情報についても法改正に沿った形で定義の追加を行おうとしています。要配慮個人情報の定義を追加するにあたっては、要配慮個人情報に似た内容で、条例において収集を禁止している情報、具体的には人種・民族・思想・信条・犯罪歴・社会的差別の原因となる情報、いわゆるセンシティブ情報について、要配慮個人情報との関係を整理する必要があります。まずは条例で規定しようとする要配慮個人情報の範囲の話になりますが、こちらは11ページ3 - 2、要配慮個人情報で定義された情報について、特に取り扱いに配慮を要する情報であるということについては、国の行政機関であっても地方公共団体であっても変わることはありません。そのため、要配慮個人情報として定義を行う情報の範囲は、改正行政機関個人情報保護法と同等か、それ以上の範囲であることが求められています。

続きまして、3 - 2 - (2)収集制限をご覧ください。行政機関個人情報保護法においては、保有の制限に係る規定というものはありますが、収集の制限の規定というものはありません。また、要配慮個人情報の制限については表4の通りということで、収集制限の規定がどうなっているかという比較の表があります。こちらにあります通り、行政機関個人情報保護法では特段収集の制限というものを設けてはいないんですけれども、市の条例ではそもそも個人情報自体に収集の制限が、本人同意があれば可能であるとか、法令等の規定があれば収集ができる、それが収集の例外として規定されています。センシティブ情報については、本人同意があっても収集してはいけないということで、通常の個人情報よりも一段強い形で収集の制限の規定がされています。収集の制限自体の必要性については、行政機関個人情報保護法で特段収集の制限が設けられていないことから、改めて市で要配慮個人情報を規定するときに収集の制限を定義する必要があるというわけではありません。行政機関個人情報保護法では、個人情報ファイル簿に記載するとありますので、市では同じようなものとして個人情報取扱事務登録簿というものがありますが、こちらの登録簿に要配慮個人情報を取り扱っている旨自体は記載する必要があります。

続きまして3 - 2 - (3)センシティブ情報と要配慮個人情報ということになりますけれども、センシティブ情報の収集を禁止している趣旨としましては、表5にあります通り、保有されていると思われること自体が問題となる情報であるため、収集をしないということを明らかにすることで、市民に不安や精神的な苦痛を与えないようにする、ということになります。これに対して、要配慮個人情報は情報の収集自体は前提とされておりまして、収集した情報について慎重な取り扱い、特に配慮が必要ということで、慎重な取り扱いを求めるものとなっています。そのため、配慮を要する情報ではあるんですけれども、例えば福祉や医療に係る行政事業で利用されることのある医療情報・病歴の情報であるとか、健康情報・健康診断の結果の情報であるとか、障害の有無であるとか、というような情報についても要配慮個人情報に

含まれています。趣旨の相違から、要配慮個人情報についてセンシティブ情報と同じように収集を禁止した場合、取り扱いに特別な配慮が必要ではあるが、福祉や医療に係る行政事業で利用されることのある、先ほど申し上げました医療・健康・障害に関する情報につきましても収集できなくなってしまう、禁止されてしまうため、かえって公益を損ねることにもなりかねません。以上のことから、すでに条例で個人情報のそれ自体が収集の制限の対象となっていること、センシティブ情報と要配慮個人情報の趣旨の違い、要配慮個人情報の収集の禁止により福祉の事業の実施に支障をきたすことを考慮して、要配慮個人情報はセンシティブ情報とは別の定義として規定をします。

話が複雑になりましたのでまとめますと、要配慮個人情報の定義を条例に追加し、その範囲は行政機関個人情報保護法にあわせますが、要配慮個人情報と似た定義であるセンシティブ情報についてはこれまで通り取り扱いを変えず、要配慮個人情報の定義の新設および個人情報取扱事務登録簿にその取扱いを記載するように改正を行います。

以上のところが条例の改正に係る話になります。法律の改正の話の中でパーソナルデータの話をしておりましたけども、そこにつきましては3 - 3非識別加工情報の仕組みの導入というところで書いておりますが、非識別加工情報の仕組みは、パーソナルデータの利活用の観点から事業者の提案に基づいて、行政機関が保有する個人情報について特定の個人が識別できないようにデータの加工を行い、提案事業者に提供できるよう改正法で追加された規定です。現時点においては民間事業者から市のパーソナルデータ利活用に係る提案や照会というものは今のところありません。求められる情報、加工の方法、その基準の作成など、検討すべき課題が多岐に渡っている状況です。非識別加工情報の仕組みについては、条例の目的である個人情報の保護とは異なる方向性を持った施策であり、現在国において「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用に係る仕組みのあり方に関する検討会」というものが行われているところです。どのような形で非識別加工情報の仕組みを追加するにせよ、近日中に条例の改正を行うことができる段階には現時点ではありません。そのため、これまで説明させていただきました通り、個人情報の定義の明確化および要配慮個人情報の定義の新設について、先行して条例の改正を行わせていただきまして、非識別加工情報の仕組みの新設については、引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。個人情報保護条例の改正に係る説明は以上となります。どうぞ、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

ありがとうございました。説明が複雑で難しいと思うんですけど、要するに個人情報保護法等国の法律の改正で、いわゆる個人情報の定義を明確化しましょうと。この時に生存する者の個人情報という形にすることと、特定の個人を識別する情報を明示していこうということ。さらに照合の容易性とかありますので、識別符号というものをこの中に入れていこうというのが第1番目のポイントになります。

もう一つは、要配慮個人情報というものを取り込むという形で、取り扱うという形の条例の改正ということで、インデックス(2)のところ条例の改正案という形になると思います。更に本当はもう一つ、非識別加工個人情報というのがあるんですけど、これにつきましては方向性が逆になって、非識別加工にしちゃうと、公開しなさいという方向にもっていかなきゃならな

# 審議経過

いので、今までの個人情報保護条例というのは出したらだめです、公開したらだめです、というのが原則でしたけど、原則と例外がひっくり返ってしまうというので、これは国の方でも今どうするかって検討されています。地方公共団体先行しまして、日本海側にある小さなところでは条例を作ったり条例改正に対応しているんですが、何千人とか何百人の市町村じゃないので、これは国及び県の動向を見てからということで、今回見送るという形で、このところについてはとりあえず今回はやらないという形になります。条例改正後はインデックス(2)を見ていただきます通りで、定義のところを個人情報を明確化するという形と、個人識別符号が含まれるというのもそこの中に入れる。下線が付いているところがとりあえず改正される部分となります。下線が付いていまして、番号に下線が付いているところは号数が変わるから、項数が変わるから番号が付いているところで、中身は変わっていないところです。さらに要配慮個人情報の取扱いに関しましては、9条のところを個人情報取扱事務登録と並びに施行規則のところを3条と4条で細かい内容を規則の方ではこれを改正するという形で取り扱います。条例の改正部分というのはインデックス(2)にあります裏表で改正するという形で取り扱うようになっています。

会 長           この点に関しまして何かご意見ご質問等ございますでしょうか。  
                  法律の内容に合わせるというのが一つと、ただ要配慮個人情報に関しましては、元々もうすでに川西の方は条例の中に入っているものとセンシティブ情報と分けて取り扱うという形で改正するということになっています。

委 員           頭の整理のために質問させていただきたいのですが、現行の条例にはセンシティブ情報についての規定があって、あと一方で、行政機関個人情報保護法の方では、センシティブ情報という形の規定はなくて、要配慮個人情報という概念が使われるという。これは両者一見すると似ているんだけど、要配慮情報の方が情報としての範囲は広くて、センシティブ情報の方が狭いということですね、この市の条例において、センシティブ情報に関しては、条例はセンシティブ情報については原則収集禁止という形で非常に取扱いの制限の程度というのが高い。それに対して要配慮個人情報、法律上のものだと収集制限がないということですよ。で、他方で、民間対象にしている個人情報保護法で規定されている要配慮個人情報については、原則本人同意など、そういった規定があって、これは実は川西市の条例でいう全ての個人情報について求められているようなものだとこういうことですね。つまり川西市では全ての個人情報について個人情報保護法でいうところの要配慮個人情報と同じ程度の保護を与えている。それにプラスでセンシティブ情報については、川西市の条例ではより踏み込んだ形の規定になっていると。そこでなんですけど、今回要配慮個人情報について結局定義規定を入れただけということなんです。これに対して何か別途取扱いについての規定が増えるとかということなんですか。

実 施 機 関       定義とは、個人情報を取り扱っている事務を登録しないといけないというのが条例の規定の中にあリまして、その登録する内容に取り扱っている個人情報の内容であるとか、先ほどお話出ましたセンシティブ情報を取り扱っているかどうかということも個人情報を取り扱って

## 審 議 経 過

No. 19

	<p>いる事務の登録簿には載っているんですけど、そこに要配慮個人情報についても取扱いがあるかないか、あるとしたらどの情報、思想信条であるとか、どこにあたる情報を取り扱っているのかというのを登録簿に記載するような形で、というのも条例で、これが9条にある規定なんですけど、そこについても併せて改正をするということになります。収集制限を別途設けるということではありません。</p>
委 員	<p>そうすると定義規定が増えるのと、この個人情報取扱事務の登録というこの登録する内容の中に要配慮個人情報の話が追加される。それ以外の収集とか利用とか取扱いの部分については、これまでの従来の個人情報の、この市で行っている個人情報の取扱いで十分国の要求する水準を満たすことができるから、改正はその限りにとまっているということですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい。</p>
委 員	<p>ありがとうございました。</p>
実 施 機 関	<p>インデックス の裏側にさきほどお話してました個人情報取扱事務登録簿、これは規則で様式が規定されているんですけど、ここに追加させていただきますということになります。改正後の真ん中の下ぐらいに「要配慮個人情報取扱い」という欄を設ける形の。</p>
会 長	<p>その他なにかございますでしょうか。</p>
委 員	<p>センシティブ情報ってどこに載っているんですか。</p>
実 施 機 関	<p>条例の7条です。</p>
会 長	<p>その他ございませんでしょうか。 規則の方は条例が改正されないと改正されないですね。</p>
実 施 機 関	<p>そうですね、同時に。</p>
会 長	<p>何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>とんちんかんかもしれないんですけど、個人識別符号が含まれるものっていうのは、定義の2条の...個人識別符号についてはそのあとに定義が出てくるんですね。先には絶対出てこないんですね。個人識別符号が含まれるのが個人情報だよ、というのが初めに分かって、個人識別符号って何？というのは、下を見ないと分からないということになるんですけど、すぐ下だから分かると言えば分かるんですけど、順番はこんなものですね。</p>

## 審 議 経 過

No. 20

会 長	個人情報保護に関する法律がこの順番になっていますので。
委 員	そうなんです。きっとそうでないと、こうならないですね。
会 長	最初に生存する個人に関する情報と定義づけがあって、その次にこの法律で個人識別符号とは、と定義がそのあとに出てくるっていう。順番がだからこの順番なんじゃないでしょうか。条文に書いてある内容をもう一回下でここに定義づけておきますと。
委 員	後ろに書いてあるから。後ろを見てねということ...
委 員	似たような話なんですけど、条文の建付けという点で、9条の先ほどの個人情報取扱事務の登録の第7号、8号のところに関してですけど、第7号の要配慮個人情報を取り扱うときはその旨、というところなんですけど、この要配慮個人情報というのは2条の3号に書かれている、人種・信条・社会的身分・病歴云々と書かれているんですね。他方で先ほどの7条のセンシティブ情報という言葉自体は出てこないんですけど、実際7条の規定というのは第1項が思想信条・宗教で、第2項人種・民族その他・社会的差別、第3項犯罪歴ということで、やっぱり一部重複せざるを得ないですね。そうすると、そのあと先ほどの9条の第7項と8項のところに戻ると、8項では7条各号に掲げる事実ということで、規定が重複して、実際上の情報として重複しているという。ただそれだけの話なんですけど。
会 長	それは広い意味での要配慮個人情報を取り扱うときは、それを取り扱いますよということ登録簿に記載しなければならない。その中の7項に掲げるような事項に関しては、なぜ取り扱うかという理由まで書かなければいけない。
委 員	そういうことですね、分かりました。
会 長	だから要配慮個人情報でもそれが記載され、それを使っていますよ、と登録簿に載っているだけのやつもあれば、なぜそれを取り扱っているのかという理由を書かなければならないものもあるということです。
委 員	分かりました。
会 長	他に何かございますでしょうか。
委 員	今の説明を聞いて資料の の6ページ、改正後の案、要配慮個人情報の取扱いというのが書いてあるんですが、ここの欄の中に取り扱う理由というのは入ってなくていいんですか。
会 長	要配慮個人情報はそれを取り扱っていますよ、というだけでいいんです。その中の7条に書いてある思想信条等につきましては、取り扱う理由等も必要になる。

## 審 議 経 過

No. 21

委 員	そういうことですね。分かりました。
会 長	違いが分かっていただけでしたか。川西市個人情報保護条例は、要配慮個人情報の中のセンシティブ情報というのはあらかじめ抽出されていて、それについては取り扱ってはならんという規定があるわけです。だから、なんで取り扱うかっていう理由もそこにちゃんと書いておかないとあきませんよということです。だから国の個人情報保護法よりも実は手厚いものが一定の情報については与えられていると思うんです。 他に特に異論がないようでしたら、この答申案はこちらの方で文案を考えさせていただきまして調整させていただいたうえで、委員の皆様方には、お送りさせていただくことになりましたがよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	ではそのような形に取り扱わせていただきます。最後にその他で事務局から何かございますでしょうか。
事 務 局	次回開催調整
会 長	以上をもちまして本日の審議会は終了させていただきます。  閉会